

<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 市街地再開発組合の設立認可 <p style="text-align: center;">【選挙管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し 	目次
<p style="text-align: center;">〃 〃 〃 〃 選挙管理委員会 〃 〃 建築指導課</p>	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

◎岡山県規則第十七号

岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岡山県地方独立行政法人法施行細則（平成十九年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とする。

第四条第二号中「(法第二十五条第一項前段に規定する中期目標をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条第一号中「地方独立行政法人（以下「法人」という。）の定款に規定する業務（以下「業務」という。）」を「法人の業務」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の記載事項）

第二条 法第十三条第四項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 監査の方法及びその内容
- 二 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の定款に規定する業務（以下「業務」という。）が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- 三 法人の役員（監事を除く。次号において同じ。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- 四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令、定款等に違反する重大な事実があつたときは、その事実
- 五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 六 当該監査報告を作成した日
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（監事の調査の対象となる書類）

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定により知事に提出する書類とする。

第八条を次のように改める。

(業務の実績等の報告書の記載事項)

第八条 法第二十八条第二項及び第七十八条の二第二項の報告書には、当該事業年度における業務の実績については年度計画に定めた事項ごとに、中期目標の期間における業務の実績については中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした上で、それぞれの事項ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(会計監査報告の記載事項)

第十三条 法第三十五条第一項の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次に掲げる意見の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号。ロにおいて「地方独立行政法人会計基準」という。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して報告が必要な事項

六 当該会計監査報告を作成した日

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項第四号に掲げる追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容に関して強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

第十条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の記載事項）

第十一条 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

二 財務諸表の要約

三 財務情報

四 事業に関する説明

五 その他事業に関する事項

第十八条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第十九条 法第五十六条の二第一号に規定する規則で定める内部組織は、現に存する内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していた内部組織とする。

2 直近七年間に存し、又は存していた内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職し

ていたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第二十条 法第五十六条の二第二号に規定する規則で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する条例(平成二十八年岡山県条例第六号)第二条に規定する職に相当するものとして知事が定める地位とする。

附則第二項中「第六十七条第一項」を「第六十六条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「岡山県総合展示場コンベックス岡山」の下に「岡山県立北部高等技術専門学校美作校」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十九号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「第七十一条の二、第七十一条の二十三、第七十一条の四十四、第七十一条の六十四、第七十二条の七十四、第七十三条の四十二、第七十四条の三十一、第七十八条、第四百十条、第四百四十四条の五十五、第七百七十五条、第二百六条及び第七百四十六条第二項」を「第二十二條の三第一項」に、「国税局又は税務署の収税官吏の職務を行う職員」を「同項に規定する当該徴税吏員」に改める。

様式第二号の二裏中「第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第73条の42、第74条の31、第98条、第140条、第144条の55、第175条、第206条及び第746条第2項」を「第22条の3第1項」に、「国税局又は税務署の収税官吏の職務を行う職員」を「同項に規定する当該徴税吏員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の岡山県税条例施行規則様式第二号の二による検税吏員証は、当分の間、この規則による改正後の岡山県税条例施行規則様式第二号の二による検税吏員証とみなす。

◎岡山県規則第二十号

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則（昭和四十六年岡山県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「（始動票札の金額のうち一台分の自動車取得税額及び自動車税額又は自動車取得税額として押印することができなくなつた未使用額並びに三月三十一日の終業時における始動票札の未使用額を表示したものを含む。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の再交付）

第十条の二 法第十二条の七第一項の認定（岡山市長及び倉敷市長の認定を除く。）を受けた者（次条において「一体的処理の認定事業者」という。）は、省令第八条の三十八の九の認定証（以下この条及び次条において「認定証」という。）を紛失し、又は破損したときは、共同して、知事に認定証の再交付を申請しなければならない。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の書換え、返納等）

第十条の三 一体的処理の認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証の書換えを受けなければならない。

- 一 主たる事務所の所在地を変更したとき。
- 二 名称（省令第八条の三十八の五第二項第一号及び第二号の事業者の名称を除く。）又は代表者の氏名を変更したとき。
- 三 当該認定に係る収集、運搬又は処分の一部を廃止したとき。
- 2 一体的処理の認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証（第一号に該当する場合は当該書換えを受ける前の認定証とし、第三号に該当する場合は当該再交付を受ける前の認定証とする。）を知事に直ちに返納しなければならない。
 - 一 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。
 - 二 法第十二条の七第十項の規定により認定の取消しを受けたとき。
 - 三 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。

第十二条の四第一項中「十日」の下に「（法人で次項第一号、第二号及び第五号の規定により登記事項証明書を添付しなければならない場合にあつては、三十日）」を加え

る。

第十二条の八第三項中「第七条の二の二第一項第四号」を「第七条の二の二第一項第五号」に、「同条第一項第四号」を「同号」に、「読み替え、省令第七条の二の二第三項」を「同条第三項」に改める。

第二十条の二第一項中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十二第三項」に改め、同条第三項中「まで」の下に「（正午から午後一時までを除く。）」を加え、同条第四項中「次に掲げる日」を「岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日」に改め、同項各号を削る。

第二十一条第七号の十の次に次の一号を加える。

七の十一 第十条の二の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特

例認定証再交付申請書 様式第七号の十一

第二十一条第十五号中「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十二第一項」に改める。

様式第七号の十の次に次の一様式を加える。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

様式第7号の11（第21条関係）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書

年 月 日

岡山県知事

殿

申請者	主たる事務所の所在地	
	フリガナ	
	名称及び代表者の氏名	
	電話番号	() -

申請者	主たる事務所の所在地	
	フリガナ	
	名称及び代表者の氏名	
	電話番号	() -

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証（以下「認定証」という。）を紛失（破損）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岡山県規則第61号）第10条の2の規定により、再交付を申請します。

紛失（破損）した認定証に係る認定の年月日	年 月 日
紛失（破損）した認定証に係る認定番号	第 号
再交付申請の理由	

備考

- 1 交付を受けている認定証を添付すること（破損の場合に限る。）。
- 2 申請者については、所定の欄に認定を受けている全ての者を記載することとし、全ての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部(一)の項2ホ中「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加え、同部(二)の項2ル中「第五条第二十五項」を「第五条第二十七項」に改め、同2ヲ中「第五条第二十六項」を「第五条第二十八項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十三号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「欄四」の次に「田」を加える。

様式第十号の二の二を削る。

様式第十号の三の次に次の一様式を加える。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

様式第10号の4 (第7条の2関係)

(県 用)

開発行為変更協議書

年 月 日

岡山県知事

殿

協議者 所在地
名 称
(電話

④
)

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更を行いたいので協議します。

		変更前	変更後
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の面積	m ²	m ²
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者の住所及び氏名	(電話)	(電話)
	5 工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
	7 用途		
	8 該当する法第34条の号及びその理由	法第34条第 号該当 (該当理由)	法第34条第 号該当 (該当理由)
	9 その他必要な事項		
開発行為の協議成立番号等		年 月 日	岡山県指令 第 号 登録番号 第 号
変更の理由			
※ 変更の受付年月日		年 月 日	
※ 変更の協議成立に当たって附した条件			
※ 変更の協議成立番号		年 月 日	岡山県指令 第 号

- (注)
- ※印欄は、記入しないでください。
 - 「8」欄は、変更の協議に係る開発行為が法第7条第3項に規定する市街化調整区域において行われる場合に記入してください。
 - 「9」欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
 - 「開発行為の概要」欄（「9」欄を除く。）は、変更前及び変更後の内容と対照させて記入してください。

様式第二十号表中「第25条及び第26条」を「第25条第1項及び第26条第1項」に、「障害物」を「及び障害物」に、「試掘を行なう」を「試掘等を行う」に改め、同様式裏中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「都道府県知事の」を「都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長（中略））」に改める。

様式第二十一号表中「第82条」を「第82条第1項」に改め、同様式裏中「密接都市等の長」を「市町村長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の都市計画法施行細則（以下「旧規則」という。）様式第二十号及び様式第二十一号による身分証明書は、当分の間、それぞれこの規則による改正後の都市計画法施行細則様式第二十号及び様式第二十一号による身分証明書とみなす。

3 旧規則に定める様式（様式第二十号及び様式第二十一号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、同条第四号中「様式第一号の三」を「様式第一号の四」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「様式第一号の二」を「様式第一号の三」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 田園住居地域内において法別表第二(ち)項第二号から第五号までに掲げる建築物を建築する場合 農産物事業調書
(様式第一号の

二)

第五条第一項中「様式第一号の四」を「様式第一号の五」に改める。

第十二条第一項中「若しくは第十三項ただし書」を「第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書」に改め、同項第三号中「又は第六項ただし書」を「第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に、「様式第一号」を「様式第一号）及び農産物事業調書（様式第一号の二）に改め、同条第三項中「若しくは第十三項ただし書」を「第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書」に改める。

第十二条の二第一項第五号中「様式第一号の二」を「様式第一号の三」に改める。

様式第一号の四を様式第一号の五とし、様式第一号の三を様式第一号の四とし、様式第一号の二を様式第一号の三とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

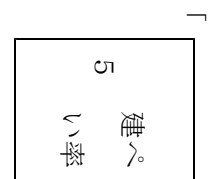
様式第1号の2 (第3条, 第12条関係)

農産物事業調書

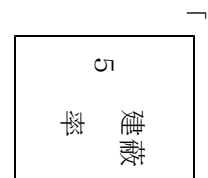
申請者の住所					
申請者の氏名					
建築物及びその敷地の所在地					
用途①					
用途②					
用途③					
		既存の部分	申請部分	申請による減少部分	合計
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²
建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²
延べ面積	用途①	m ²	m ²	m ²	m ²
	用途②	m ²	m ²	m ²	m ²
	用途③	m ²	m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²	m ²
原動機の出力		kW	kW	kW	kW
		生産地域 (所在地等)	販売予定品		取扱量 (毎月の入荷量等)
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物					
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物以外の農作物					
参考事項					

- (注) 1 新築の場合は, 申請部分の欄にそれぞれの面積を記載してください。
 2 原動機を使用する場合は, 原動機の出力の欄にそれぞれの原動機の出力の合計の値を記載してください。
 3 参考事項の欄は, 用途の確認に必要な情報について記載してください。

様式第十一号(1)中



を



に改め、同様式(4)中「指定建

設率」を「指定建設率」に、「建設率の」を「建設率の」に、「又は第2種低層住居専用地域内」を「第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内」に改め、同様式(2)中「建設率」を「建設率」に改め、同様式(3)中「指定建設率」を「指定建設率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十五号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則(昭和六十一年岡山県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九十七条中「二通」を削り、「その一通を保有し、他の一通を財産活用課長に提出しなければ」を「これを保有しなければ」に改める。

様式第六十七号中「(県事務所記入)」を「(岡山県記入)」「ひ」「県」を「都道府県」に、「岡山県田舎町会計課」を「岡山県」に、「上、」を「上、」に改める。

様式第七十五号(3)及び(4)中「女性会計課」を削る。

様式第一百一号中 「財産活用課長 殿

前任者」

を「 前任者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百六十八号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成二十一年岡山県告示第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 危機関連保証 信用保険法第十五条に規定する危機関連保証をいう。

第二条中第十一号を第十二号とし、同条第十号中(平成十一年法律第十八号)を削り、同条を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 認定支援機関 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

第四条第一号中「別表第四号」を「別表第一号」に改め、「及び同表第八号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄2(5)に該当する者に係るものに限る。)」を削り、同条第七号を削り、同条第八号中「別表第四号」を「別表第一号」に改め、同条を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 別表第四号に掲げる資金の融資を受けようとする者(同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。)にあつては、流動資産担保融資保証を受けること。

第四条第九号を削り、同条第十号中「別表第八号」を「別表第五号」に改め、同条を同条第九号とし、同条に次の二号を加える。

十 別表第九号に掲げる資金の融資を受けようとする者(同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。)にあつては、危機関連保証を受けること。

十一 別表第十号に掲げる資金の融資を受けようとする者のうち事業再生計画実施関連保証を利用しようとするものにあつては、事業再生計画実施関連保証を受けること。

第五条第二項中「別表第六号」を「別表第九号」に改め、「2又は」を削る。

第六条第四項を削り、同条第三項中「別表第六号」を「別表第九号に掲げる資金の融資を受けようとする者(同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。)」及び同表第十一号」に改め、「第二条第五項各号」の下に「のいずれか」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第五号」を「別表第十号」に、「第二号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 産業振興財団が実施する岡山県経営改善支援センター事業に基づき支援することが決定された経営改善計画

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第九号に掲げる資金の融資を受けようとする者(同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。)は、あらかじめ、信用保険法第二条第六項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

第八条中「別表第六号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄1)」を「別表第九号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄1又は2)」に、「同表第八号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄2)」を「同表第五号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。)」及び同表第八号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄3)」に、「同表第六号」

を「同表第九号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）及び同表第十一号に、「3から6」を「2から4」に改め、「及び同表第十一号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）」を削る。
 第十一号第一項中「融資」の下に「及び回収」を加え、同条第二項中「別表第八号」を「別表第五号」に、「に係る」を「及び同表第八号に掲げる資金の融資の対象者の欄3に係る」に改める。

別表第四号を削り、同表第三号中

責任共有 制度の対 象	年2.00% 以内
-------------------	--------------

を

「	「	「
責任共有 制度の対 象	年1.80% 以内	付表1の とおり
」	」	」

を

付表1の とおり ただし、 融資の対 象者が2 である場 合は、年 0.68%
--

に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号中「1,250万円」を

「2,000万円」に、「1.85%」を「1.65%」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号中「1,250万円」を「2,000万円」に、「10年以内（2年以内）」を「同上」に、「

責任共有 制度の対 象	年2.00% 以内
-------------------	--------------

を

「	「
責任共有 制度の対 象	年1.80% 以内
」	」

に、「保証付き」を「同上」に改め、同号を同表第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

「
 年1.85%
 以外
 以内
 」

1	新規創業資金	次のいずれかに該当する者 1 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 2 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 3 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人であって、当該事業を開始した日前	事業に必要な運転資金及び設備資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）	2,000万円 ただし、創業等関連保証又は創業関連保証の限度額以内とする。	10年以内（2年以内）	原則として月賦償還	年1.35%以内	年0.70%	無担保、無保証人とする。 かつ、無保証人とする。 ただし、融資の対象者が3、5又は6である場合の保証人について、保証協会の定めるところによる。	保証付き
---	--------	---	--	--	-------------	-----------	----------	--------	---	------

同上	同上	同上	付表1のとおり
----	----	----	---------

「同表第十一号」と、「同表第七号中「信用保険法第2条第5項に規定する」」

- 2 知事が指定する災害により被害を受け、所在する市町村の罹災証明を受けた者
- 3 1又は2に準ずる要因で知事が別に定める者
- 4 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者

- 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者

「5 最近」や「3 最近」 「6 最近」や「4 最近」 「必要な資金（）」や「必要な

5,000万円
ただし、資金用途が(2)である場合であつて、県の融資制度に係る資金の返済に充てるときは、当該返済に係る資金の限度額として3,000万円を加算する。

「運転資金及び設備資金（）」と「(平成30年3月31日までの間に保証協会が保証の申込みを受け付けたものに係る返済資金に限る。）」

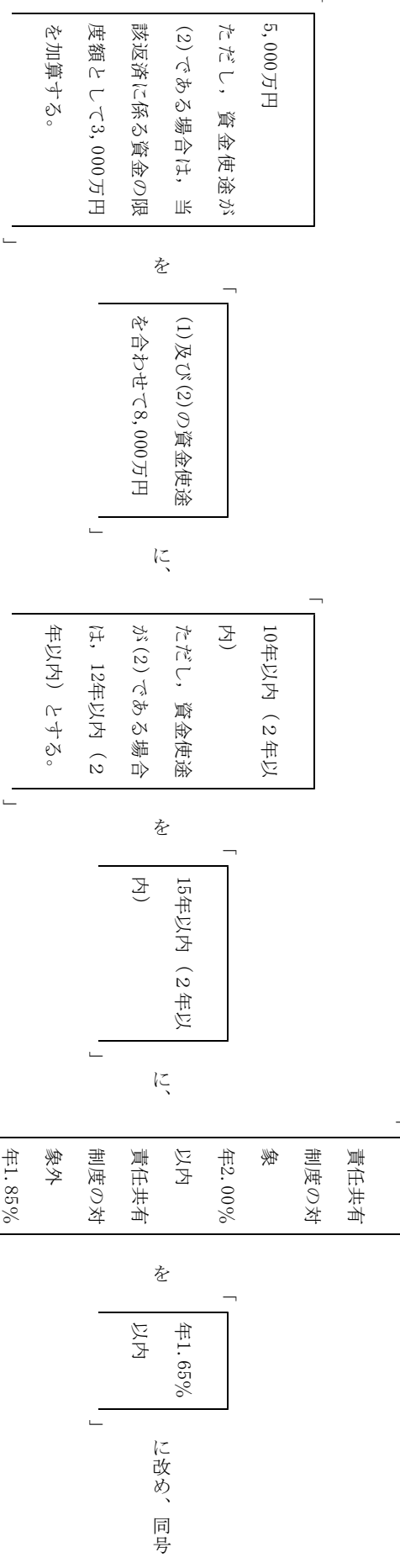
や

2 岡山商工会議所，倉敷商工

同 上	「 付表1の とおり 」	「 付表1の とおり ただし、 融資の対 象者が1 である場 合は、年 0.80% 」	「 「 回号を回表第十一号と」 回表第五号中 」	会議所，津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づき経営改善計画に従って事業再生を行うもの
2 産業振興財団が実施する岡山県経営改善支援センター事業に基づき支援することが決定された経営改善計画に従って事業再生を行うもの	3 岡山商工会議所，倉敷商工会議所，津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に	3 産業振興財団が実施する岡山県経営改善支援センター事業に基づき支援することが決定された経営改善計画に従って事業再生を行うもの	や	

「(平成30年3月31日までの間に保証協会が保証の申込みを受け付けたものに係る返済資金に限る。)」

基づく経営改善計画に従って
事業再生を行うもの



を回款 tenth 回款第四の次に次のように加える。

5	経営革新資金	次のいずれかに該当する中小 企業者又は組合 1 中小企業等経営強化法第8 条の規定により、国又は県が 承認した経営革新計画に従っ て事業を行う者 2 次のいずれかに該当し、融 資対象となる事業の実施によ	事業の実施に必要な 運転資金及び設 備資金（土地取得 資金を除く。）	総額1億円（うち、運 転資金にあつては、5、 000万円を限度とす る。）	10年以内（2年以 内）	原則とし て月賦償 還	年1.00% 以内	付表3の とおり ただし、 融資の対 象者が1 である場 合は、年 0.70%	無担保と し、保証 人は保証 協会の定 めるところ による。	必要に応 じ保証付 き
---	--------	--	---	--	-----------------	-------------------	--------------	--	---	-------------------

	<p>り，県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき，産業振興財団の推薦を受けた者</p> <p>(1) 新分野進出，新商品又は新サービスの開発又は提供，販路開拓，取引拡大等を行う者</p> <p>(2) 自動車関連，新エネルギー，医療・福祉機器，航空機又は新素材の分野の事業を行う者</p> <p>(3) 繊維，耐火物，ステンレス加工又はバイオマス・ＣＬＴ関連の分野の事業を行う者</p> <p>(4) インバウンド等の観光関連の分野の事業を行う者</p>	<p>1 融資の対象者が1である場合は，次のいずれかの資金</p> <p>(1) 新エネルギー一利用等の促</p>	1億円	同上	同上	年1.80%以内	付表1のとおり	金融機関又は保証協会の定めるところによる。	同上
6	<p>新エネ・環境対策資金</p> <p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>1 新エネルギーの導入を行う者</p> <p>2 環境保全を行う者（ただし，資金使途が2(1)又は(2)</p>	<p>1 融資の対象者が1である場合は，次のいずれかの資金</p> <p>(1) 新エネルギー一利用等の促</p>	1億円	同上	同上	年1.80%以内	付表1のとおり	金融機関又は保証協会の定めるところによる。	同上

である場合は、知事の認定を受けた者に限る。）

進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金（土地取得資金を除く。）

(2) 事業用のクリーンエネルギー自動車又は充電設備等の購入に必要な資金

2 融資の対象者が2である場合は、次のいずれかの資金

(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金

(2) 公害防止が

ただし、産業廃棄物の最終処分場は、原則として担保物件とする。

			<p>替施設の設置 又は回収装置 等の導入に必 要な資金</p>								
7	<p>事業承継対策資 金</p>	<p>次のいずれかに該当する中小 企業者又は組合</p> <p>1 中小企業における経営の承 継の円滑化に関する法律（平 成20年法律第38号）第12条第 1項の認定を受けた者（当該 認定を受けた中小企業者の代 表者を含む。）</p> <p>2 事業承継計画に従い、事業 承継を行う者</p>	<p>事業承継に必要な 運転資金及び設備 資金（建物又は設 備と一体的に取得 する土地の取得資 金を含む。）</p>	8,000万円	同上	同上	同上	年1.65% 以内	同上	金融機関 又は保証 協会の定 めるところに よる。	同上
8	<p>働き方改革応援 資金</p>	<p>働き方改革を推進するための 取組を行う次のいずれかに該当 する中小企業者又は組合</p> <p>1 労働時間の短縮、休暇の取 得促進、子育て支援、健康経 営等に取り組む者</p> <p>2 職場環境の充実を目的とし た施設又は設備の設置又は改 修を行う者</p>	<p>事業の実施に必要な 運転資金及び設 備資金（建物又は 設備と一体的に取 得する土地の取得 資金を含む。）</p>	1億円	同上	同上	同上	年1.00% 以内	同上	同上	同上

	<p>3 人手不足の解消を目的とした省力化設備の導入により、知事が別に定める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、産業振興財団の推薦を受けた者</p>					<p>付表1のとおり ただし、融資の対象者が1は、年1. 又は2で</p>	<p>保証付き</p>
<p>9 危機対策資金</p>	<p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 2 信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者（以下「特定中小企業者」という。）（同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて同項に規定する市町村長の認定を受けた者に限る。） 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画（BCP）を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者 	<p>(1) 融資の対象者が1から3までのいずれかである場合は、経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）</p> <p>(2) 融資の対象者が4である場合は、事業継続計画の策定又は実施に必要な資金</p> <p>(3) 融資の対象者が5である場合は、防災対策の実施に必要な資</p>	<p>8,000万円</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p> <p>融資の対象者が1又は2である場合は、年1. 15%以内</p> <p>融資の対象者が3から5までのいずれかである場合は、年1. 65%以内</p>	<p>又は2で 融資の対象者が1は、年1. 又は2で</p> <p>ある場合は、年0. 80%</p>	<p>同上</p>

◎岡山県告示第百六十九号

平成二十年岡山県告示第四百六十三号（建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一中「卒業した」の下に「（当該科目を修めて学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、二中「昭和二十二年法律第二十六号」を削る。

別表一の注中「大学（」を「大学（同法による専門職大学及び」に、「による短期大学」を「による専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の、同法による短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）」に改め、「昭和五十年文部省令第二十一号」の下に「、同法による専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の」を加える。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第七十号

平成三十年度において、次の県統計調査を実施する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

生産、出荷及び在庫の数量

(2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

4 報告を求める者

2の事業所のうち約六十事業所

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

6 報告を求める期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらるる事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間
毎月

4 報告を求めらるる者

県内全市町村長

5 報告を求めらるるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めらるる期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらるる事項

ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、当該観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光に来たきっかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度

4 報告を求める者

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約六百六十の観光地点等の管理者又は主催者

(2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約三千人

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びファックス調査

(2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

6 報告を求める期間

毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

◎岡山県告示第七十一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第九条第一項の規定により定めた岡山県分別収集促進計画を平成三十年三月二十六日付けで変更したので、当該計画書を岡山県庁県政情報室、岡山県環境文化部循環型社会推進課及び各県民局地域政策部環境課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第七十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、岡山県保健医療計画を定め、平成三十年四月一日から施行する。

その計画の概要は次のとおりであり、その計画書は岡山県保健福祉部医療推進課及び県内の各県保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県保健医療計画の概要

一 計画策定の趣旨

急速な少子化・高齢化の進展、生活習慣病の増加等の疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の健康に対する意識の高揚等により、近年の保健医療を取り巻く環境は著しく変化している。

こうした中、県民一人ひとりが健やかで生きがいのある幸せな生活を送るためには、保健・医療・福祉が連携を取りながら、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供するための体制を確立することが求められている。

また、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供するためには、医療機能の分化・連携を進めるとともに、退院患者の生活を支える在宅医療及び介護サービス提供体制を充実させていくことが求められている。

これらの課題に適切に対応するため、国の定めた「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」を踏まえて、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「市町村介護保険事業計画」との整合を図りつつ、第八次岡山県保健医療計画を策定した。

二 計画の基本理念

本県では、県政の最上位計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、県民誰もが、良質な保健・医療・福祉サービスを受けられ、住み慣れた地域で安心して自立し暮らせる社会の実現を目指している。

これを踏まえたこの計画の基本理念は、「すべての県民がいきいきとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが受けられる体制を確保する」こととし、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った医療情報の提供や、疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、より良質なサービスの

提供体制の確立を目指す。

三 計画の性格

この計画は、次のような性格を有する。

1 医療法第三十条の四第一項の規定により、都道府県が策定する医療計画である。

2 県民の高い健康水準の確保を目指し、少子化や高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となる計画であり、県の保健医療行政の基本となる計画である。

3 市町村においては、保健医療行政の計画的な推進のための指針となることを期待するものである。

4 県民、関係機関、関係団体等においては、この計画に沿った自主的、積極的な活動が展開されることを期待するものである。

四 計画の期間

平成三十年度から平成三十五年度までの六年間とする。ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改革等に対応するため、必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととする。

また、計画期間の中間年に当たる三年目に在宅医療等について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとする。

五 保健医療圏

1 設定の趣旨

県民が住み慣れたところで安心して生活していくためには、県民が必要とする保健医療サービスを、だれでも、いつでも、どこでも、必要に応じて適切に受け取ることができるようにする必要がある。

保健医療圏は、こうした県民の保健医療需要に的確に応えるために、保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分担と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るための地域的単位である。

2 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療、在宅でのリハビリテーション・緩和ケアを提供する機能等に対応する基礎的な圏域であり、その体制の整備を図るための地域的単位として、市町村の区域とする。

(2) 二次保健医療圏

原則として、入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療がおおむね完結できる体制づくりを目指す地域的単位で、この計画の最も基本となる圏域として位置付けられるものであり、次の表の五医療圏とする。

区分	構成市町村
県南東部保健医療圏	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
県南西部保健医療圏	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見保健医療圏	高梁市、新見市
真庭保健医療圏	真庭市、新庄村
津山・英田保健医療圏	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

(3) 三次保健医療圏

高度又は特殊な保健医療サービスを提供する圏域であり、その体制を整備していくための地域的単位は、県全域とする。

六 基準病床数

医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数を次のとおり定める。

1 療養病床及び一般病床

区域	基準病床数
県南東部保健医療圏	八、六二二
県南西部保健医療圏	六、五七一
高梁・新見保健医療圏	四六五
真庭保健医療圏	三九八

津山・英田保健医療圏	一、五七九
合 計	一七、六三五

2 精神病床、感染症病床及び結核病床

県 全 域	区 域		
	結核病床	感染症病床	精神病床
	六〇	二六	四、三三三
	基準病床数		

七 施策の概要

1 地域医療構想の推進

医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想の実現に向けた病床の機能の分化及び連携の推進を図る。

2 医療提供体制の整備

安全・安心な医療の提供を図るとともに、医薬分業の定着支援を行う。

3 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

五疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）並びに五事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。））及び在宅医療等の医療連携体制の構築を図る。

4 地域保健医療・生活衛生対策の推進

臓器移植・造血幹細胞移植医療対策、感染症対策、難病対策、健康危機管理対策、医薬安全対策及び生活衛生対策を推進する。

5 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進

健康増進、母子保健、学校保健、職域保健、高齢者支援、心身障害児（者）支援、発達障害児（者）支援、歯科保健、保健所の機能強化及び健康づくりボランティアの育成に対する総合的な取組を推進する。

6 保健医療従事者の確保と資質の向上

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員その他の保健医療従事者の確保と資質の向上を図る。

◎岡山県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
大谷薬局	赤磐市沼田1260-1	H30.1.1
津山クリニック	津山市東一宮2-8	H30.1.1

◎岡山県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
大谷薬局	赤磐市沼田1260-1	H29.12.31
医療法人慈秀会 太田整形外科医院	津山市川崎165番地	H30.1.31

◎岡山県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
株式会社アライバリー	赤磐市五日市260-1	ペリーズホーム天神の森	赤磐市西窪田67	H30.1.1

◎岡山県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力の停止処分を行った。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多胡クリニック居宅介護支援事業部

2 所在地

岡山県津山市草加部九五五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人多胡医院

2 所在地

岡山県津山市草加部九五五―一

三 指定の全部の効力の停止期間

平成三十年五月一日から同年八月三十一日まで

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇四四八

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホームヘルプサービス フェニックス

2 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人陽光会

2 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇四一二

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

J A勝英ヘルパーステーション

2 所在地

岡山県美作市明見一七二―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

1 名称

勝英農業協同組合

2 所在地

岡山県美作市明見一七二―二

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七七〇〇一七二

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会福祉法人美作市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県美作市江見二八〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人美作市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県美作市江見二八〇番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七七〇〇二三〇

五 サービスの種類

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人 慈恵会 平井病院

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三五〇一二九

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設加茂松寿園

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三五三五八〇〇一六

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

短期入所療養介護

介護予防通所リハビリテーション

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

老人保健施設加茂松寿園

2 開設場所

岡山県津山市加茂町中原六一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三五三五八〇〇一六

五 サービスの種類

介護老人保健施設

◎岡山県告示第七十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

医療法人 慈恵会 平井病院

2 開設場所

岡山県津山市加茂町中原六一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

三 辞退年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三五〇一二九

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市坪井下字大谷一〇五〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

倉敷市児島阿津二丁目五三〇の一、五三〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡美咲町越尾字大谷三四四五の一、三四四五の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷三四四五の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡久米南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、久米郡久米南町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び久米南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美作市下庄町字鍋谷一二六二の二、一二六二の四、一二六八の七、字小鍋谷日面一

二八六の二、字小鍋谷中尾一二八七の二、一二八七の五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小鍋谷中尾一二八七の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡久米南町全間字池とこ六二四の二、六二四の四、六二五の一、六二五の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び久米南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百八十七号

平成三十年度において県が発注する建設工事の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に規定する工事

二 入札参加資格審査を受けることができる者

入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならぬ。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可を受けている者であること。

4 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が平成二十八年八月一日以降であるものに限る。）を受けている者であること。

5 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る法第二十七条の二十九第一項の規定により通知された総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、千五十点以上である者であること。

6 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

8 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六第一項に規定する経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者（以下「県外業者」という。）については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上であること。

9 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。

10 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出の義務（以下「健康保険等届出義務」という。）を履行していること。

11 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、1から10までに掲げるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、6から13までに掲げる書類とする。

- 1 建設業許可証明書
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 5 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
- 6 総合評定値の通知書の写し

- 7 岡山県税の納付義務のある者は、岡山県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
 - 8 県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）
 - 9 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - 10 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書
 - 11 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類
 - 12 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類
 - 13 1から12までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- 1 提出期間 随時（岡山県の休日を含める条（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によっては、入札執行日までに入札参加資格審査が完了しない場合がある。
 - 2 提出場所 岡山県土木部監理課建設業班（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）
 - 3 提出方法 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。
- 五 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- 1 有効期間 資格を付与された日から平成三十一年五月三十一日までとする。
 - 2 更新手続 平成三十一年二月五日から同月十五日までの間（休日を除く。）に3に定める申請書類を四2の場所に提出すること。
- 六 その他
- 1 入札参加資格審査申請書の作成に使用する言語
入札参加資格審査申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。
 - 2 申請者への入札参加資格審査の結果通知

文書で通知する。

3 入札公告の方法

地方自治法施行令第六十七条の六の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。

4 入札参加資格審査についての問い合わせ先

岡山県土木部監理課建設業班（電話 ○八六一二二六一七四六三）

◎岡山県告示第百八十八号

平成三十年度において県が発注する測量及び建設コンサルタント業務の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領（昭和五十六年岡山県告示第六百二十号）第一条に規定する測量業務及び建設コンサルタント業務

二 入札参加資格審査を受けることができる者

入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 営業に関し法律上必要な資格を有する者であること。

4 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 1 経営規模等総括表
- 2 測量等実績調書
- 3 技術者経歴書
- 4 営業に関し法律上必要とする資格を有する者である旨の証明書
- 5 暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書

- 6 役員、代表者等の一覧表
 - 7 営業所一覧表
 - 8 法人にあつては登記事項証明書
 - 9 法人にあつては入札参加資格審査の申請をする日の属する年度の十月一日（以下「審査基準日」という。）の直前の事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、申請者が個人にあつては審査基準日の直前の事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 10 岡山県税の納税義務のある者は、岡山県県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県内に於いては、申立書）
 - 11 県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県内に於いては、主たる営業所を設置していない者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）
 - 12 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - 13 契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県外にある場合において、次に掲げる申請のいずれかに該当するときは、当該区分に応じ、それぞれ次に定める登録を受けていることを証する書類
 - ア 土木関係コンサルタント業務に係る申請 建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七十七号）に基づく登録
 - イ 地質調査業務に係る申請 地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七十八号）に基づく登録
 - ウ 補償関係コンサルタント業務に係る申請 補償関係コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三千三百四十一号）に基づく登録
 - 14 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
 - 15 1から14までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- 1 提出期間 随時（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によつては、入札執行日までに入札参加資格審査が完了しない場合がある。
 - 2 提出場所 岡山県土木部監理課建設業班（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

3 提出方法 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。

五 入札参加資格の有効期間及び更新手続

1 有効期間 資格を付与された日から平成三十一年五月三十一日までとする。
2 更新手続 平成三十一年二月五日から同月十五日までの間（休日を除く。）に3に定める申請書類を四2の場所に提出すること。

六 その他

1 入札参加資格審査申請書の作成に使用する言語

入札参加資格審査申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

2 申請者への入札参加資格審査の結果通知

文書で通知する。

3 入札公告の方法

地方自治法施行令第六十七条の六の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。

4 入札参加資格審査についての問い合わせ先

岡山県土木部監理課建設業班（電話 ○八六一二二六一七四六三）

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若代方谷停車場線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市大佐布瀬字藤サ森四三四番一地从先	新	八・二〇 二六・五	二九一・〇
新見市大佐布瀬字藤サ森四三四番一地从先	旧	四・〇〇 二六・五	四二一・〇
新見市大佐布瀬字家ノ前三七七番一地从先	旧	八・二〇 二六・五	二九一・〇

新見市大佐布瀬字トイシ元二六八番一
地
先まで

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、平成三十年四月一日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市神郷下神代字岩屋三六八五番一 地先から	新	一〇・〇 二二・五	一六〇・〇
新見市神郷下神代字イワヤ三六六九番一 地先まで	旧	一〇・〇 二八・五	一六〇・〇

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	下原船穂線	倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三八番一 地先から 倉敷市船穂町水江字一ノ口脇九三番二地先ま で	平成三十年 三月三十日

◎岡山県告示第百九十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三十七条の三第三項の規定により、一般公共
海岸区域のうち瀬戸内市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

その関係図面は、岡山県土木部河川課及び瀬戸内市役所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市長が管理を行う一般公共海岸区域

岡山県瀬戸内市邑久町尻海字尻海四三八二番一二八

〃 〃 〃 〃 四三八二番一一

〃 〃 〃 〃 四三八二番一二九

〃 〃 〃 〃 牛窓町牛窓一〇九九番三四五

〃 〃 〃 〃 一〇九九番三四四

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇一K一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大窪〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大窪〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大窪く辛川市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K尾上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K尾上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東三丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東三丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東四丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東四丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K半田町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K半田町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K法界院〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K三野本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K横尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K理大町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇三K小倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇三K小倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町吉田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K祇園〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K祇園〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K四御神〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K四御神〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K土田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K原尾島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K平井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K湊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K浅川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K幸地崎町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K水門町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K寺山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西幸西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西幸西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K一日市〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K矢井く浅川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一D一宮〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D西辛川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D西辛川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D西辛川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D横尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D四御神〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D四御神〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D原尾島〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D檜原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D檜原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D一日市〇〇一	土石流	次の図のとおり

二〇一D吉井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D阿津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D阿津〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D阿津〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D小串〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D小串〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D小串〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇二K児島小川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島陶〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島服部〇〇一	土石流	次の図のとおり

二〇二D玉島服部〇〇二

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇三K阿波〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波大高下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波大高下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波大杉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波大杉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K綾部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K一宮〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上高倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上高倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上高倉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上高倉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上高倉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K田熊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K田熊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K檜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇三D阿波〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三K吉見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K吉見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K妙原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K三浦〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K堀坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇三D阿波〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波大高下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波竹之下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波西谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D綾部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D一宮〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D上高倉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D上高倉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D田熊〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D田熊〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D西田辺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D東田辺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D東田辺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D東田辺〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D堀坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D堀坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D三浦〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D山方〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D山方〇〇三	土石流	次の図のとおり

二〇三D吉見〇〇三

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇四 K 奥玉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 奥玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 田井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 田井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 田井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 田井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 田井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 田井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 田井〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉三丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉三丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 玉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇四 K 築港〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 D 奥玉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 玉原〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇七K西江原町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇七D 西江原町〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D 西江原町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇四〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇三〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K 西江原町〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇七D西江原町〇一八

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇八K宇山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K橋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇八D下倉〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八K美袋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇八D下倉〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇八D延原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D延原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二三K円光寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K円光寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K円光寺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K奥吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K奥吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K小瀬木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K小瀬木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K鴨前〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K鴨前〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K神田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K斎富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K桜が丘西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K下仁保〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K下仁保〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K高屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K立川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K長尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二三D中島〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D下仁保〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D斎富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D吉原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D千駄〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D千駄〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D円光寺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三K南方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K馬屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K穂崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K穂崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K日古木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二二三D 穂崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂崎〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂崎〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D 馬屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D 馬屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D 馬屋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D 馬屋〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 馬屋〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D 馬屋〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D 馬屋〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D 南方〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、真庭市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二四K落合垂水〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上市瀬〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上市瀬〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K杉山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K杉山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四 K 杉山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 垂水〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 垂水〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四 K 野原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日名〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日名〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 舞高〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 舞高〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 向津矢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 向津矢〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎東〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎東〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四 D 開田〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D 田原山上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D 田原山上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 田原山上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 田原山上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 田原山上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 高屋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 高屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 高屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 杉山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D 杉山〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D 杉山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D 杉山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 杉山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 杉山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 下見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 下見〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 下見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 下見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 下市瀬〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 下市瀬〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 下市瀬〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 下市瀬〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 上市瀬〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 上市瀬〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 上市瀬〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 影〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 影〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 影〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 開田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 開田〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D日名〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D旦土〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D旦土〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D垂水〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D垂水〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D垂水〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D垂水〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D垂水〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇七	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D日名〇一九	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇二一	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇二二	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇二三	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇四	土石流	次の図のとおり

二二四D草加部〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第二百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、美作市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二五K後山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K太田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K川東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K川東〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K中谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K中谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K野原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五D太田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D中谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D中谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D野原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D東青野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇一一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、和気町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
三四六K奥塩田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K奥塩田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K奥塩田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K奥塩田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K塩田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K塩田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K塩田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K丸山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K矢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K矢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

三四六K矢田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K衣笠〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日室〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日室〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日室〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K福富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K福富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D塩田〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D塩田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D田土〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D苦木〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D苦木〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D苦木〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D清水〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D清水〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D日室〇〇二	土石流	次の図のとおり

三四六D 福富〇〇二

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、矢掛町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
四六一K小田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K矢掛〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K矢掛〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一D小田〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D小田〇〇六	土石流	次の図のとおり

四六一D 小林〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D 小林〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D 小林〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D 矢掛〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D 矢掛〇〇八	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、新庄村の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
五八六K浦手〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K高下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K高下〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K滝ノ尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K田中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K長床〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K戸島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K戸島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K野土路〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K野土路〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

五八六D野土路〇〇八	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇七	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇五	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇四	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇三	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇二	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D西町〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D中町〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D戸島〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D田浪〇〇四	土石流	次の図のとおり
五八六D田浪〇〇三	土石流	次の図のとおり
五八六D滝ノ尻〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D茅見〇〇四	土石流	次の図のとおり
五八六D茅見〇〇三	土石流	次の図のとおり
五八六D茅見〇〇二	土石流	次の図のとおり
五八六D大所〇〇二	土石流	次の図のとおり
五八六D浦手〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D今井〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六K町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、勝央町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六二二K植月中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K小矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K上香山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K上香山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K平〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K為本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K畑屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二二D岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二二D岡〇〇二	土石流	次の図のとおり

六二二D岡〇〇三

土石流

次の図のとおり

六二二D曾井〇〇一

土石流

次の図のとおり

六二二D曾井〇〇二

土石流

次の図のとおり

六二二D為本〇〇一

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、奈義町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六二三K上町川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K西原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇八	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇一一	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

六二二D 関本〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D 関本〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D 関本〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二二D 西原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇五	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇七	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇八	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇一〇	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇一一	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇一二	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇一三	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇一四	土石流	次の図のとおり
六二二D 馬桑〇一五	土石流	次の図のとおり
六二二D 皆木〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D 皆木〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二二D 皆木〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二二D 皆木〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二二D 皆木〇一〇	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六八一K田土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

六八一D湯山〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一K湯山〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

六八一D湯山〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一七	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一八	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一九	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二〇	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二一	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二四	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二〇一K一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大窪〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大窪〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大窪く辛川市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K尾上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K尾上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K宿〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K宿〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K宿〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K宿本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K津島東三丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K津島東三丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K津島東四丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K津島東四丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K長野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K半田町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K半田町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K福谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K法界院〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K三野本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K横尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K理大町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町吉田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K祇園〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K祇園〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K四御神〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K四御神〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K土田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K原尾島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K平井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K浅川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K幸地崎町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K水門町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K寺山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西幸西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西幸西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K一日市〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K矢井く浅川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K阿津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一D長沼〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D原尾島〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D四御神〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D四御神〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D祇園〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D横尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D西辛川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D西辛川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D西辛川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D大窪〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D一宮〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二〇一D檜原〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇一D檜原〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇一D一日市〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇一D吉井〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇一D吉井〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二〇一D吉井〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二〇一D阿津〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇一D阿津〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二〇一D阿津〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二〇一D小串〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二〇一D小串〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二〇一D小串〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二〇一K一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇一K大窪〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇一K大窪〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇一K大窪く辛川市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇一K尾上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇一K尾上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K宿〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東三丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東三丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東四丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島東四丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K半田町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K半田町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K法界院〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K三野本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K横尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K理大町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町土師方〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K建部町土師方〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町吉田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K祇園〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K祇園〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K四御神〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K四御神〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K土田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K原尾島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K平井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K浅川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K邑久郷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K乙子〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一K小串〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K阿津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K矢井く浅川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K一日市〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西幸西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西幸西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長沼〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K寺山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K水門町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K幸地崎町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K神崎町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一D 祇園〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 祇園〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 祇園〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町土師方〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町土師方〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町土師方〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町土師方〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町小倉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町小倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 横尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 西辛川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 西辛川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 西辛川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 一宮〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一K 山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 山田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 小串〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇一D祇園〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D四御神〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D四御神〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D原尾島〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D邑久郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D檜原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D檜原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D一日市〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D阿津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D阿津〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D阿津〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D小串〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D小串〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D小串〇〇五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二〇二K児島阿津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇二K玉島服部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島陶〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島服部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島服部〇〇二	土石流	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二〇二K児島阿津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇二K玉島陶〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島陶〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島服部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島服部〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二〇三K阿波〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K阿波〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K阿波〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K阿波〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K阿波〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K阿波〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K阿波〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K阿波〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K綾部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K一宮〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K上高倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K上高倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K上高倉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K上高倉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K上高倉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K田熊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K田熊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K檜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇三K西田辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇三K西田辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K堀坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K三浦〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K妙原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K吉見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K吉見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇五	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇三D三浦〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D堀坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D堀坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D東田辺〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D東田辺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D東田辺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D西田辺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D田熊〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D田熊〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D上高倉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D上高倉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D一宮〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D綾部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

二〇三D山方〇〇二

二〇三D山方〇〇三

二〇三D吉見〇〇三

土石流

土石流

土石流

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法

第九条第二項括弧

書に規定する土砂

災害警戒区域等に

おける土砂災害防

止対策の推進に関

する法律施行令

(平成十三年政令

第八十四号)で定

める衝撃に関する

事項

二〇三K阿波〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K阿波〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K阿波〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K阿波〇〇四

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K阿波〇〇五

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K阿波〇〇六

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K阿波〇〇七

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K阿波〇〇八

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K綾部〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K一宮〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K一宮〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K上高倉〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K上高倉〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K上高倉〇〇四

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K上高倉〇〇五

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇三K上高倉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K田熊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K田熊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K檜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西田辺〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K東田辺〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K堀坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K三浦〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K妙原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K吉見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K吉見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇三D東田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D西田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D田熊〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D田熊〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D上高倉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D上高倉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D一宮〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D綾部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇一	土石流	次の図のとおり

二〇三D東田辺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D東田辺〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D堀坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D堀坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D三浦〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D山方〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D山方〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D吉見〇〇三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇四K奥玉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K奥玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉三丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉三丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K築港〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に
二〇四K築港〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四K築港〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四K築港〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四K築港〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四K築港〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四K築港〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四K築港〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四K築港〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇四D奥玉〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇〇八	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇〇九	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一二	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一三	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一四	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一五	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一六	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一七	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一八	土石流	次の図のとおり	
二〇四D田井〇一九	土石流	次の図のとおり	
二〇四D玉原〇〇二	土石流	次の図のとおり	

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇四K奥玉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K奥玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K田井〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉三丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉三丁目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K玉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K築港〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K築港〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K築港〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K築港〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇四 K 築港〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 築港〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 D 奥玉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 田井〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇四 D 玉原〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇七K西江原町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇七D西江原町〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇四〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇七K西江原町〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇三九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇四〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇〇七	土石流	次の図のとおり

二〇七D西江原町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一八	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二〇八K宇山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K檜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K下倉〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇八K下倉〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K美袋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K美袋〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一七	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域 なる自然現象の種類	土砂災害の発生原因と 指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二〇八D下倉〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇八D延原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D延原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八K宇山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K檜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇八K下倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下倉〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K延原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二〇八D美袋〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D美袋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D延原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D延原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D下倉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八K美袋〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K美袋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二二三 K 円光寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 円光寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 円光寺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 奥吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 奥吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 小瀬木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 小瀬木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 勢力〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 勢力〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 勢力〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 鴨前〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 鴨前〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 神田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 斎富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 桜が丘西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 下仁保〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 下仁保〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 高屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二三D中島〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D下仁保〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D斎富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D吉原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D千躰〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D千躰〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D円光寺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三K南方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K馬屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K穂崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K穂崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K日古木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K長尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K立川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
二一三D中島〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二一三D中島〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二一三D穂崎〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二一三D穂崎〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二一三D穂崎〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二一三D馬屋〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二一三D馬屋〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二一三D馬屋〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二一三D馬屋〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二一三D馬屋〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二一三D馬屋〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二一三D馬屋〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二一三D南方〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二一三K奥吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二一三K奥吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二一三K奥吉原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二一三K奥吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二三K小瀬木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K小瀬木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K鴨前〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K鴨前〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K神田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K斎富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K桜が丘西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K下仁保〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K下仁保〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K高屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K立川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K長尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K日古木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K穂崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K穂崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K馬屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K南方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三D円光寺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D千躰〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D千躰〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二三D徳富〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D吉原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D斎富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D下仁保〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D穂崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D穂崎〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D穂崎〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D馬屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D馬屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D馬屋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D馬屋〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D馬屋〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D馬屋〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D馬屋〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D南方〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、真庭市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二二四K落合垂水〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K開田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K上市瀬〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下市瀬〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四K下見〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下見〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K杉山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K杉山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K杉山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田原山上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K且土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K且土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K且土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K且土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K且土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K且土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K西河内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K西河内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K西河内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K西河内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K西河内〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K西河内〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K西河内〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四 K 西河内〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 野原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日名〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日名〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 舞高〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 舞高〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 向津矢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 向津矢〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎西〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎東〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 榎東〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四 D 落合垂水〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D杉山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D下市瀬〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D下市瀬〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D下市瀬〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D上市瀬〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D上市瀬〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D上市瀬〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D上市瀬〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D開田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D開田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D開田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇五	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D日名〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D且土〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D且土〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇七	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D榎東〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D榎東〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇二二	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇二一	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D榎西〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一九	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D日名〇一四	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域 なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二二四D草加部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四 K 落合垂水〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 落合垂水〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 落合垂水〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 開田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 開田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 開田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 開田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上市瀬〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下市瀬〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 杉山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 杉山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 杉山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四 K 田原山上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 西河内〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 野原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日名〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日名〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 舞高〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 舞高〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 向津矢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 向津矢〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 樫西〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 樫西〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 樫西〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 樫西〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D上市瀬〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D上市瀬〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D影〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D開田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D開田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D開田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四K樫東〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫東〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D西河内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D且土〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D且土〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D田原山上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D高屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D下見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D下市瀬〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D下市瀬〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D下市瀬〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D上市瀬〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D上市瀬〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D 榑西〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D 榑西〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D 榑西〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D 榑西〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D 榑西〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D 榑西〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D 榑西〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D 榑西〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 向津矢〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 向津矢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇一九	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 日名〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 西河内〇〇三	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二二四D櫛西〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛西〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛西〇一八	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛西〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛西〇二一	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛西〇二二	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛西〇二三	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛東〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛東〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛東〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛東〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛東〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D櫛東〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、美作市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二一五K後山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五K川東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五K川東〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五K中谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五K中谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五K野原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五K野原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五D太田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一五D中谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一五D中谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二一五D野原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一五D東青野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二一五D東吉田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一五D東吉田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二一五D東吉田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二一五D東吉田〇一〇	土石流	次の図のとおり
二一五D東吉田〇一一	土石流	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法
第九条第二項括弧

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

二二五K後山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K川東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K川東〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K中谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K中谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K野原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K野原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五D太田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D中谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D中谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D野原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D野原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二五D東吉田〇一一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、和気町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
三四六K奥塩田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K奥塩田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K奥塩田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K奥塩田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K塩田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K塩田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K塩田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K苦木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K丸山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

三四六K矢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K矢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K矢田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K衣笠〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日室〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日室〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日室〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K福富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K福富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D奥塩田〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D塩田〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D塩田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D田土〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D苦木〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D苦木〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D苦木〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D清水〇〇三	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

三四六K 苦木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 苦木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 苦木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 丸山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 矢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 矢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 矢田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 大中山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 大中山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 大中山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 大中山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 大中山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 衣笠〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 日室〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 日室〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 日室〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 福富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K 福富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六D 奥塩田〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D 奥塩田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D 奥塩田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D 奥塩田〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D 奥塩田〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D 塩田〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D 塩田〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D 田土〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D 苦木〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D 苦木〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D 苦木〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D 矢田〇〇二	土石流	次の図のとおり

三四六D矢田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D大中山〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D清水〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D清水〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D日室〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D福富〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、矢掛町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
四六一K小田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K矢掛〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K矢掛〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
四六一D小田〇〇二	土石流	次の図のとおり	
四六一D小田〇〇六	土石流	次の図のとおり	
四六一D小林〇〇二	土石流	次の図のとおり	
四六一D小林〇〇五	土石流	次の図のとおり	
四六一D小林〇〇六	土石流	次の図のとおり	
四六一D矢掛〇〇六	土石流	次の図のとおり	
四六一D矢掛〇〇八	土石流	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
四六一K小田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

四六一K小田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K小林〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K矢掛〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一K矢掛〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四六一D小田〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D小田〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D矢掛〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D矢掛〇〇八	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、新庄村の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
五八六K浦手〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K高下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K高下〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K滝ノ尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K田中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K長床〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K戸島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K戸島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関
五八六K野土路〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
五八六K野土路〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
五八六K町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
五八六D今井〇〇一	土石流	次の図のとおり	
五八六D浦手〇〇一	土石流	次の図のとおり	
五八六D大所〇〇二	土石流	次の図のとおり	
五八六D茅見〇〇二	土石流	次の図のとおり	
五八六D茅見〇〇三	土石流	次の図のとおり	
五八六D茅見〇〇四	土石流	次の図のとおり	
五八六D滝ノ尻〇〇一	土石流	次の図のとおり	
五八六D田浪〇〇三	土石流	次の図のとおり	
五八六D田浪〇〇四	土石流	次の図のとおり	
五八六D戸島〇〇一	土石流	次の図のとおり	
五八六D中町〇〇一	土石流	次の図のとおり	
五八六D西町〇〇一	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇〇二	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇〇三	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇〇四	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇〇五	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇〇七	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇〇八	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇〇九	土石流	次の図のとおり	
五八六D野土路〇一〇	土石流	次の図のとおり	

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

五八六K浦手〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K浦手〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K大原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K茅見〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K高下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K高下〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K滝ノ尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K田中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K長床〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K戸島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K戸島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K野土路〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K野土路〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六K町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五八六D今井〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D浦手〇〇一	土石流	次の図のとおり

する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

五八六D大所〇〇二	土石流	次の図のとおり
五八六D茅見〇〇二	土石流	次の図のとおり
五八六D茅見〇〇三	土石流	次の図のとおり
五八六D茅見〇〇四	土石流	次の図のとおり
五八六D滝ノ尻〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D田浪〇〇三	土石流	次の図のとおり
五八六D田浪〇〇四	土石流	次の図のとおり
五八六D戸島〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D中町〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D西町〇〇一	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇二	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇三	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇四	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇五	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇七	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇八	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇〇九	土石流	次の図のとおり
五八六D野土路〇一〇	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、勝央町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
六二二K植月中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K小矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K上香山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K上香山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K平〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K平〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K為本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K畑屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
六二二D岡〇〇一	土石流	次の図のとおり	
六二二D岡〇〇二	土石流	次の図のとおり	
六二二D岡〇〇三	土石流	次の図のとおり	
六二二D曾井〇〇一	土石流	次の図のとおり	
六二二D曾井〇〇二	土石流	次の図のとおり	
六二二D為本〇〇一	土石流	次の図のとおり	
六二二K植月中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K植月中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K植月中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K植月東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K小矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K上香山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K上香山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K曾井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K曾井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K曾井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K平〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
六二二K平〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

六二二K為本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K畑屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二二D岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二二D岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D岡〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D曾井〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二二D曾井〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D為本〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、奈義町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
六二三K上町川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K西原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇八	土石流	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

六二二D小坂〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二三D関本〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二三D関本〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D関本〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D西原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇七	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一〇	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一一	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一三	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一四	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一五	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇一〇	土石流	次の図のとおり

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法
第九条第二項括弧
書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

六二三K上町川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K小坂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K西原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K馬桑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三K皆木〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇八	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二三D小坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二三D関本〇〇二	土石流	次の図のとおり

止対策の推進に関する法律施行令
(平成十三年政令第八十四号)で定める衝撃に関する事項

六二三D関本〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D関本〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D西原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇七	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一〇	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一一	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一三	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一四	土石流	次の図のとおり
六二三D馬桑〇一五	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇六	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇〇九	土石流	次の図のとおり
六二三D皆木〇一〇	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

◎岡山県告示第二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	六八一K田土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K田土〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

六八一D湯山〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一K湯山〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令
六八一D湯山〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇九	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一〇	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一一	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一四	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一七	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一八	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一九	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二〇	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二一	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二四	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二七	土石流	次の図のとおり

(平成十三年政令

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

六八一K田土〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

六八一D湯山〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一K湯山〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K湯山〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

六八一D湯山〇一三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一七	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一八	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇一九	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二〇	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二一	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二二	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二三	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二四	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二五	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二六	土石流	次の図のとおり
六八一D湯山〇二七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

◎岡山県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び総社市建設部都市計画課

◎岡山県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により津山広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び津山市都市建設部都市計画課

◎岡山県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業赤磐市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

赤磐市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
岡山県南広域都市計 画下水道事業 赤磐市公共下水道			昭和四十六年八月二十 三日から 平成三十六年三月三十 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

〔二二一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員		住 所		理事監	
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	理事	監
星田池土地改良区		植田 修弘	妹山 昭和	小田郡矢掛町本堀一五九							
		池田 信夫	村上 文男	宇内一六六四							
		大塚 幹男	片山 章雄	西川面三三〇							
		浅田 保	佐藤 頼夫	小田一八七五							
		有安 繁騎	妹尾 満	〃 四八三八							
		山辺 勝彦	山辺 勝彦	〃 五六六七―一四							
		植田 明暉	植田 明暉	本堀五三七―四							
		小野孝一郎	小野孝一郎	宇内七六六							
		山 縣 幸洋	山 縣 幸洋	西川面一三四三							
		池田 順	池田 順	東川面二四九―二							
		鳥越 敬雄	鳥越 敬雄	〃 一五三六							
		佐藤 純郎	佐藤 純郎	西川面六五四							
		文屋晋之輔	文屋晋之輔	〃 二一六七							
		伊達 安正	伊達 安正	本堀四一八―二							
		高月真喜子	高月真喜子	〃 一四二八							
		江本 健一	江本 健一	小田三四五二							
				〃 五一五八							
				〃 五五九二―三							

鳥越 進
高月真喜子

守屋 典昌
石井 哲哉
杉本精之輔

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

本堀二六六
小田五一五八
江良九二二
本堀一二一四一二
小田四七一二一

〃 〃 〃 〃 監事

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

(一三三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 認可年月日

平成三十年三月二十二日

〔一三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字三反地三四四七―四、三四四八、三四四九―一、三四四九―二、三四四九―三、三四四九―四、三四四九―五、三四四九―六、三四五〇―一、三四五〇―二、三四五〇―三、三四五〇―四、三四五〇―五、三四五〇―六、三四五〇―七、三四五〇―八、三四五〇―九、三四五〇―一〇、三四五〇―一一、三四五〇―一二、三四五〇―一三、三四五〇―一四、三四五〇―一五、三四五〇―一六、三四五〇―一七、三四五〇―一八、三四五〇―一九、三四五〇―二〇、三四五〇―二一、三四五〇―二二、三四五〇―二三、三四五〇―二四、三四五〇―二五、三四五〇―二六、三四五〇―二七、三四五〇―二八、三四五〇―二九、三四五〇―三〇、三四五〇―三一、三四五〇―三二、三四五〇―三三、三四五〇―三四、三四五〇―三五、三四五〇―三六、三四五〇―三七、三四五〇―三八、三四五〇―三九、三四五〇―四〇、三四五〇―四一、三四五〇―四二、三四五〇―四三、三四五〇―四四、三四五〇―四五、三四五〇―四六、三四五〇―四七、三四五〇―四八、三四五〇―四九、三四五〇―五〇、三四五〇―五一、三四五〇―五二、三四五〇―五三、三四五〇―五四、三四五〇―五五、三四五〇―五六、三四五〇―五七、三四五〇―五八、三四五〇―五九、三四五〇―六〇、三四五〇―六一、三四五〇―六二、三四五〇―六三、三四五〇―六四、三四五〇―六五、三四五〇―六六、三四五〇―六七、三四五〇―六八、三四五〇―六九、三四五〇―七〇、三四五〇―七一、三四五〇―七二、三四五〇―七三、三四五〇―七四、三四五〇―七五、三四五〇―七六、三四五〇―七七、三四五〇―七八、三四五〇―七九、三四五〇―八〇、三四五〇―八一、三四五〇―八二、三四五〇―八三、三四五〇―八四、三四五〇―八五、三四五〇―八六、三四五〇―八七、三四五〇―八八、三四五〇―八九、三四五〇―九〇、三四五〇―九一、三四五〇―九二、三四五〇―九三、三四五〇―九四、三四五〇―九五、三四五〇―九六、三四五〇―九七、三四五〇―九八、三四五〇―九九、三四五〇―一〇〇、三四五〇―一〇一、三四五〇―一〇二、三四五〇―一〇三、三四五〇―一〇四、三四五〇―一〇五、三四五〇―一〇六、三四五〇―一〇七、三四五〇―一〇八、三四五〇―一〇九、三四五〇―一一〇、三四五〇―一一一、三四五〇―一一二、三四五〇―一一三、三四五〇―一一四、三四五〇―一一五、三四五〇―一一六、三四五〇―一一七、三四五〇―一一八、三四五〇―一一九、三四五〇―一二〇、三四五〇―一二一、三四五〇―一二二、三四五〇―一二三、三四五〇―一二四、三四五〇―一二五、三四五〇―一二六、三四五〇―一二七、三四五〇―一二八、三四五〇―一二九、三四五〇―一三〇、三四五〇―一三一、三四五〇―一三二、三四五〇―一三三、三四五〇―一三四、三四五〇―一三五、三四五〇―一三六、三四五〇―一三七、三四五〇―一三八、三四五〇―一三九、三四五〇―一四〇、三四五〇―一四一、三四五〇―一四二、三四五〇―一四三、三四五〇―一四四、三四五〇―一四五、三四五〇―一四六、三四五〇―一四七、三四五〇―一四八、三四五〇―一四九、三四五〇―一五〇、三四五〇―一五一、三四五〇―一五二、三四五〇―一五三、三四五〇―一五四、三四五〇―一五五、三四五〇―一五六、三四五〇―一五七、三四五〇―一五八、三四五〇―一五九、三四五〇―一六〇、三四五〇―一六一、三四五〇―一六二、三四五〇―一六三、三四五〇―一六四、三四五〇―一六五、三四五〇―一六六、三四五〇―一六七、三四五〇―一六八、三四五〇―一六九、三四五〇―一七〇、三四五〇―一七一、三四五〇―一七二、三四五〇―一七三、三四五〇―一七四、三四五〇―一七五、三四五〇―一七六、三四五〇―一七七、三四五〇―一七八、三四五〇―一七九、三四五〇―一八〇、三四五〇―一八一、三四五〇―一八二、三四五〇―一八三、三四五〇―一八四、三四五〇―一八五、三四五〇―一八六、三四五〇―一八七、三四五〇―一八八、三四五〇―一八九、三四五〇―一九〇、三四五〇―一九一、三四五〇―一九二、三四五〇―一九三、三四五〇―一九四、三四五〇―一九五、三四五〇―一九六、三四五〇―一九七、三四五〇―一九八、三四五〇―一九九、三四五〇―二〇〇、三四五〇―二〇一、三四五〇―二〇二、三四五〇―二〇三、三四五〇―二〇四、三四五〇―二〇五、三四五〇―二〇六、三四五〇―二〇七、三四五〇―二〇八、三四五〇―二〇九、三四五〇―二一〇、三四五〇―二一一、三四五〇―二一二、三四五〇―二一三、三四五〇―二一四、三四五〇―二一五、三四五〇―二一六、三四五〇―二一七、三四五〇―二一八、三四五〇―二一九、三四五〇―二二〇、三四五〇―二二一、三四五〇―二二二、三四五〇―二二三、三四五〇―二二四、三四五〇―二二五、三四五〇―二二六、三四五〇―二二七、三四五〇―二二八、三四五〇―二二九、三四五〇―二三〇、三四五〇―二三一、三四五〇―二三二、三四五〇―二三三、三四五〇―二三四、三四五〇―二三五、三四五〇―二三六、三四五〇―二三七、三四五〇―二三八、三四五〇―二三九、三四五〇―二四〇、三四五〇―二四一、三四五〇―二四二、三四五〇―二四三、三四五〇―二四四、三四五〇―二四五、三四五〇―二四六、三四五〇―二四七、三四五〇―二四八、三四五〇―二四九、三四五〇―二五〇、三四五〇―二五一、三四五〇―二五二、三四五〇―二五三、三四五〇―二五四、三四五〇―二五五、三四五〇―二五六、三四五〇―二五七、三四五〇―二五八、三四五〇―二五九、三四五〇―二六〇、三四五〇―二六一、三四五〇―二六二、三四五〇―二六三、三四五〇―二六四、三四五〇―二六五、三四五〇―二六六、三四五〇―二六七、三四五〇―二六八、三四五〇―二六九、三四五〇―二七〇、三四五〇―二七一、三四五〇―二七二、三四五〇―二七三、三四五〇―二七四、三四五〇―二七五、三四五〇―二七六、三四五〇―二七七、三四五〇―二七八、三四五〇―二七九、三四五〇―二八〇、三四五〇―二八一、三四五〇―二八二、三四五〇―二八三、三四五〇―二八四、三四五〇―二八五、三四五〇―二八六、三四五〇―二八七、三四五〇―二八八、三四五〇―二八九、三四五〇―二九〇、三四五〇―二九一、三四五〇―二九二、三四五〇―二九三、三四五〇―二九四、三四五〇―二九五、三四五〇―二九六、三四五〇―二九七、三四五〇―二九八、三四五〇―二九九、三四五〇―三〇〇、三四五〇―三〇一、三四五〇―三〇二、三四五〇―三〇三、三四五〇―三〇四、三四五〇―三〇五、三四五〇―三〇六、三四五〇―三〇七、三四五〇―三〇八、三四五〇―三〇九、三四五〇―三一〇、三四五〇―三一〇

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一―一〇
大和ハウス工業株式会社
岡山支社 支配人 向井 和也
三 許可番号
岡山県指令建指第二四五号

平成30年3月30日 岡山県公報 第11977号

岡山市北区野田四丁目六一一〇

大和ハウス工業株式会社

岡山支社 支配人 向井 和也

五 許可番号

岡山県指令建指第二四五号

〔一三五〕都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 組合の名称

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

倉敷市阿知三丁目九番三二号

三 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

四 施行地区

倉敷市阿知三丁目四五八番四、四八六番一、四八六番二、四八六番三、四八六番四、四八六番一五、四八六番一六、四八六番一七、四八六番一八、四八六番一九、四八六番二〇、四八六番二一、四八七番、四八七番七、四八八番一、四八八番三、四九一番二、四九一番三、四九一番八、四九一番九、四九一番九、四九一番一二、四九一番一三、四九一番一四、四九一番一五、四九一番一六、四九一番一七、四九二番、四九二番一、四九三番一、四九三番二、四九三番三、四九三番四、四九三番五、四九三番六、四九三番七、四九三番八、四九三番九、四九三番一〇、四九四番一、四九四番二、四九四番三、四九四番四、四九四番五、四九四番六、四九四番七、四九四番八、四九四番九、四九四番一〇、四九四番一一、四九四番一二、四九四番一三、四九六番一、四九六番二、四九六番三、四九六番四、四九六番五、四九六番六、四九六番七、四九六番八、四九六番九、四九六番一〇、四九七番一、四九七番二、四九七番三、四九七番四、四九七番五、四九七番六、四九七番七、四九七番八、四九七番九、四九七番一〇、四九七番一一、四九七番一二、四九七番一三、四九七番一四、四九七番一五、四九七番一六、四九七番一七、四九七番一八、四九七番一九、四九七番二〇、四九七番二一、四九七番二二、四九七番二三、四九七番二四、四九七番二五、四九七番二六、四九七番二七、四九七番二八、四九七番二九、四九七番三〇、四九九番一、五一四番一、五一四番二、五一四番三、五一四番四、五一四番五、五一五番一、五一五番二、五一五番三、五一五番四、五二〇番六

五 設立認可の年月日

平成三十年三月二十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成三十年四月二十八日

◎岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

平成三十年三月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
赤堀こういち後援会	赤堀浩一	赤堀浩一	勝田郡勝央町勝間田六一〇一〇	平成三〇・二・二五
浅沼一徳後援会	浅沼一徳	浅沼由香	都窪郡早島町早島三一三一四三	二・二一
神崎良一後援会	神崎善雄	神崎 榮	和气郡和气町福富六〇四一二	二・二五
下山よしのり後援会	下山善則	下山善則	勝田郡勝央町黒土二二八一二二	二・二四
橋本いつお後援会	森下真津雄	橋本香保里	備前市日生町日生一一七九一四	二・二二

◎岡山県選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成三十年三月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党山口支部	古山泰生	会計責任者の氏名	古山泰生	三宅廣隆	平成三〇・一・四
自由民主党岡山県ときわ会支部	隅田康男	代表者の氏名	藤原喜幹	石部英基	平成二九・六・一九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青江茂後援会	川井收治	代表者の氏名	川井收治	保田英雄	平成三〇・二・一
青野たかはる後援会	三船勝之	主たる事務所の所在地	久米郡美咲町西川九四八	久米郡美咲町原田三二一五―ニシヤング	平成二九・一二・一五
朝霧武志後援会	朝霧稔	会計責任者の氏名	朝霧富美子	江美重典	平成三〇・二・九
維新の会	山田勝則	代表者の氏名	田原博之	守永一彦	平成二九・二・三
いそたに和行後援会	井上幸十郎	代表者の氏名	井上幸十郎	青井桂吾	平成二九・二・一
江本公一後援会	小倉太郎	会計責任者の氏名	矢吹雅人	溝手宣良	平成二九・四・一
大月もとこ後援会	大月説子	代表者の氏名	大月雅昭	大月雅敬	平成三〇・二・七
大森雅夫後援会	生田量一	代表者の氏名	野上要	奥江満春	平成二九・一・一
岡山県酪農政治連盟美作支部	山縣正敏	代表者の氏名	山縣正敏	小童谷基行	平成二九・三・三〇
〃	〃	会計責任者の氏名	山田信夫	吉原謙一	〃

国里吉文後援会	春名 静男	代表者の氏名	春名 静男	金澤 勉	平成三〇・二・九
こやま泰生後援会	古山 泰生	〃	古山 泰生	三宅 広隆	〃 一・四
〃	〃	会計責任者の氏名	古山 泰生	三宅 広隆	〃
佐々木ゆうじ後援会	佐々木 雄司	主たる事務所の所在地	赤磐市桜が丘西一―一九―八	赤磐市山陽六一―二―一五〇九	平成二八・五・一
住重労働政治活動委員会	高木 義朗	会計責任者の氏名	三村 正和	三宅 俊之	平成三〇・一・一二
玉島支部					
谷本彰良後援会	森下 太郎	〃	定方 和子	杉井 和子	平成二九・一二・二二
津島誠後援会	津島 勝洋	〃	津島 久美子	津島 勉	〃 三・一
土器ゆたか後援会	倉地 和雄	代表者の氏名	倉地 和雄	永岡 嗣雄	〃 九・一
なるもと俊一後援会	成 本 俊一	主たる事務所の所在地	岡山市東区東幸崎六四六	岡山市東区西大寺中一―四―三二―一三	平成三〇・二・一
萩原誠司後援会	池 田 篤	〃	美作市栄町六八	美作市朽木三〇九―一	〃 二・一〇
花川ひろし後援会	山岡 準一	代表者の氏名	山岡 準一	花川 直泰	〃 二・七
美咲町に新風を送る会	小島 洋征	主たる事務所の所在地	久米郡美咲町打穴西一―一五―一	久米郡美咲町原田二―八―二―二	平成二九・一二・三一
三村英世後援会	高橋 泰雄	代表者の氏名	高橋 泰雄	田村 益己	〃 一〇・三
もり守を励ます会	久保 雅一	〃	久保 雅一	光本 寿己雄	平成三〇・二・七
〃	〃	会計責任者の氏名	佐藤 隆	大家 吉之助	〃
山下憲雄後援会	山下 憲雄	〃	山下 美津子	小寺 豊秋	〃 二・九
有 朋 会	古山 泰生	〃	古山 泰生	辻田 光則	平成二九・七・一

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年三月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

朝霧武志後援会	朝霧 稔	平成三〇・二・九
浅沼一徳後援会	浅沼 一徳	〃 二・一
浦矢薫後援会	太田 勝	平成二九・三・三〇
大熊公平後援会	藤田 勲	〃 一二・一
笠原武士後援会	岡崎 勝彦	〃 一〇・二
笠原武士と明るい地域づくりを考える会	笠原 武士	〃 〃
かわべ辰夫後援会	水嶋 逸男	〃 一〇・一
幸福実現党岡山第2選挙区支部	田部 雄治	〃 一二・三一
幸福実現党岡山第5選挙区支部	加藤 健太	〃 〃
すみたく正人後援会	吉田 一人	〃 〃
長江和幸後援会	定岡 明文	平成二八・一二・三一
橋本いつお後援会	森下 真津雄	平成二二・三・三一
花田行玄後援会	宮前 博	平成三〇・二・二五
美咲町に新風を送る会	小島 洋征	平成二九・一二・三一
森下金三後援会	藤井 岩夫	〃 〃
森田一文後援会	安東 保夫	〃 一二・二八

◎岡山県選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年三月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
佐々木 雄 司	佐々木ゆうじ後援会	主たる事務所の所在地	赤磐市桜が丘西一―一九―八	赤磐市山陽六―二―二―五〇九	平成二八・五・一
成 本 俊 一	なるもと俊一後援会	〃	岡山市東区東幸崎六四六	岡山市東区西大寺中一―四―三―一―三	平成三〇・二・一

◎岡山県選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。

平成三十年三月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

資金管理団体で

出をした者の氏名

なくなった年月日

笠原武士

笠原武士と明るい地域づくりを考える会

平成二九・一〇・二